

R 8 学校いじめ防止基本方針

館林市立美園小学校

1 学校教育目標

すべての児童が、安全で楽しくすごせる活気に満ちた学校づくりを推進し「自ら学び（かしこく）、心豊かで（なかよく）、活力のある（たくましく）」児童を育成する。

2 目指す児童像

<本校の目指す児童像>

- 進んで学ぶ子 → よく**聞いてよく考え**、自分の**判断**を大切にして**問題を解決**できる子。
- 明るく元気にあいさつ、返事ができる子 → よりよい人間関係を築ける子
- 互いを大切にし、みんなと仲良くできる子
→互いに手を携えて問題の解決にあたり、**自他をともに生かす**ことのできる子。
- 進んで体をきたえる子 → 進んで**体力の向上**、**健康づくり**に努める子。



児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に自主的に取り組み、いじめ防止及びいじめ解決のために自ら実践する子。

3 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由付も認められず、絶対に許されない。いじめによって、児童生徒は心身の健全な発達に重大な影響が及ぶことが考えられ、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題にもつながる。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている現状がある。いじめを受けている児童生徒に対して絶対に守り通す覚悟といじめる側の児童生徒に対しては、断固としていじめは許さないとの姿勢を示すとともに粘り強い指導と改善への支援を行っていかなければならない。

また、問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが必要である。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受けた「群馬県いじめ防止基本方針」「館林市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の学校いじめ防止基本方針を策定し、児童、保護者、地域住民に対しその内容の周知を図ることとする。

4 学校におけるいじめの防止委員会

①いじめ防止対策会議（学期1回開催）

委員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談主任 養護教諭 特別支援教育コーディネーター 各学年1名

②生徒指導委員会（あのねタイム検討委員会）

部員：校長 教頭 教務 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭 特別支援教育コーディネーター 各学年1名

③児童会いじめ防止活動（児童会本部を中心に）

④いじめ対策委員会（いじめ事案があった場合開催し早期解決に向け検討する）

構成：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任 養護教諭、当該児学年主任、当該児担任、スクールカウンセラー

※上記構成員が全員集まらない場合であっても、早期対応に向け、校長（教頭）、生徒指導主任（教育相談主任）、当該児童担任等、最小構成員（いじめ対策運営委員）にて、対応について検討・協議し、その後「いじめ対策委員会」にて共有する。

5 未然防止の取組

- (1) 学校教育を通して児童の居場所づくりを行い、いじめの未然防止につなげる。
 - ①学習指導の充実（できる授業・楽しい授業・信頼関係のある授業）
 - ②環境づくり（教室環境・学校環境）
 - ③人権教育の充実（常時指導の充実・教職員の人権意識、人権感覚の向上）
 - ④道徳教育の充実
- (2) 特別活動を充実させることで児童同士の絆づくりを行い、いじめの未然防止につなげる。
 - ①学級活動・・・学級の問題点についての解決に向けた話し合い（意思決定、合意形成）、C & S の活用
 - ②児童会活動・・・あいさつ運動、人権集会、縦割り活動、各委員会による集会活動
 - ③クラブ活動・・・異年齢集団による自発的自治的な活動、役割分担やリーダーシップ、メンバーシップの意識化と実践
 - ④学校行事・・・集団活動による人間関係形成、自己有用感の向上
- (3) スクールカウンセラー、スクールロイヤー等による研修会やコンサルテーションを行い、早期発見、早期解消、心のケア等について教職員の知識・技能、対応力の向上を図る。

6 早期発見の取組

- (1) いじめ発見の手だて（教員の目、アンケート、聞き取り、教育相談等）
- (2) 学級内の人間関係の客観的な把握（アンケート、聞き取り、C & S 等）
- (3) いじめを訴えることの意義と手段の周知
- (4) 保護者地域からの情報提供（保護者、PTA、学校運営協議会委員等との懇談）
- (5) スクールカウンセラーによる学級巡回

7 早期解消の取組

- (1) 組織的対応の展開
 - ①いじめ対策委員会の設定
 - ②いじめの情報のキャッチ
 - ③対応方針の決定と明確な役割分担
 - ④事実の究明と支援・指導
 - ⑤いじめ被害者、加害者、周囲の児童への指導
- (2) 保護者との連携
 - ①いじめられている児童の保護者との連携
 - ②いじめている児童の保護者との連携
 - ③保護者との日常的な連携
- (3) 関係機関との連携
 - いじめの発見状況を報告、対応方針の相談→市教育委員会
 - 指導方針や解決方法の相談、児童や保護者への対応
→総合教育センター、子ども教育相談室、いじめ問題に関する相談窓口（前橋地方
法務局太田支局）、社会福祉協議会（心配ごと相談）、スクールロイヤー

- いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等刑事事件等の発生
 - 児童相談所、警察、少年育成センター
- いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合
 - 医療機関、こころの健康センター、少年サポートセンター
- いじめられた児童、いじめた児童への福祉的・心理的側面からの支援のありかたについての相談→児童相談所、子育て支援課
- いじめ防止活動に関わる連携
 - 小・中校長会、幼稚園長会、館林警察署生活安全課、館林市人権教育推進協議会、館林市青少年センター等

8 保護者・地域との連携

- (1) 学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭への協力を依頼したりする。
- (2) PTA、民生委員・児童委員との情報交換

9 教育委員会及び関係機関との連携

- 教育委員会への報告と連携
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

10 ネット上のいじめへの対応

- (1) 携帯電話・スマートフォン等 ICT 機器等について、児童及び保護者に対して、実態調査を行うとともに、結果を分析し、必要な資料や情報を提供する。
- (2) 携帯電話やスマートフォン使用ルール等についての標語を家庭で考える機会を提供するなどし、保護者と協力して児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれない様に体制を整える。
- (3) 情報モラル教育を推進し、児童生徒一人一人が正しい情報モラルを身に付けられるように支援する。
- (4) ネット上の不適切な書き込みについては、関係機関と連携を図り点検を行うことで、被害拡大を防ぐ。

11 重大事態への対応

- (1) 次のような重大事態が起こったときは、法に基づき迅速な対応及び適切な対応を行う。
 - いじめにより被害児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた事案
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
 - その他のいじめ事案（精神的被害の申し立て等）
- (2) 対応
 - ①いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ②被害児童の保護
 - ・複数教職員による保護、スクールカウンセラーによるケア
 - ・スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握
 - ・別室登校等の実施
 - ③加害児童への対応
 - ・別室指導の検討
 - ・警察への相談・通報
 - ・懲戒や出席停止
 - ・加害児童とその保護者に対するケア